

新型コロナウィルス感染症の防止予防対策「ガイドライン」

感染防止のための基本的な考え方

新型コロナウィルス感染症の感染リスクを回避するための最大限の対策を講じ、お客様および従業員への感染拡大を防止するように努める。

○ ご乗船のお客様にお願いする感染防止対策

1. 受付記録（代表者氏名・都道府県・連絡先）の実施。
2. 乗船前の体調確認の実施（発熱、体調がすぐれない方への乗船を許可しない措置）。
3. 改札時における手指消毒の実施。
4. マスク着用（2歳以上）の実施。
5. 受付、改札、乗船口でのお客様との間隔（1m以上）確保の実施（床表示）。

○ 船における感染防止対策

- | | |
|----------------|---|
| プロペラ船 | ・客席の窓を開放して運航。 |
| ジェット船 | ・乗降扉に窓を設置、外気を取り込みながら運航。
・天窓2ヶ所を開放し換気を行い運航 |
| プロペラ船・ジェット船 共通 | |
| 1. | 客席の最前列は原則使用不可として運航。 |
| 2. | CO ₂ 濃度測定器を設置し換気状態の把握と運航管理。 |
| 3. | 乗船定員を通常の70%として運航。 |
| 4. | 運航毎の船内換気、船内消毒、手の触れる箇所の清拭消毒の実施。 |
| 5. | 乗降時における船長・係員とお客様との間隔（1m以上）を可能な範囲で確保に努める（介助など、必要な場合は除く）。 |

○ 待合室などにおける感染防止対策

1. 待合室・事務所・改札口等に消毒剤を設置。
2. 室内の消毒、手の触れる箇所への頻繁な清拭消毒を実施。
3. 待合室の自動ドア・窓を開放し座席を減らしての利用。
4. 券売窓口の飛沫感染防止シートを設置。
5. 券売窓口での現金・チケット授受はキャッシュトレーを利用。
6. 可能な限りのキャッシュレス決済の導入の実施。
7. 手洗い・マスク着用などの行動指針、感染防止対策掲示の実施。
8. 状況によっては一日当たりの乗船者人員制限の実施

○ 従業員に対する感染防止対策

1. 咳エチケット（マスク着用）を徹底し、こまめに手洗い、手指消毒の実施。
2. 人との距離（最低1m）を可能な範囲で確保する行動の実施。
3. 出勤時における体温測定と体調報告（出勤前に感染症が疑われる場合は出勤しない）の実施。

*発熱や風症状を認める者は常に感染症の可能性を念頭にした行動を行う。